

アナログ規制（書面・対面・FD等記録媒体規制）の点検・見直し方針の概要

令和6年11月7日庁議

《点検・見直しの目的》

現在の条例等や業務に関する手順は、アナログを前提としておりデジタル化を阻む要因となっている。本町のアナログ規制を見直し、デジタル化を推進することにより、様々な事務が無人化・自動化され町業務の効率化により生産性向上が図られるとともに、将来懸念されている職員不足に際しても福祉などの人を介さなければならない業務への人員の配置が可能となる。また町民や事業者にとっては、業務工数の削減や提出のための来庁などの負担が軽減され業務コストの削減と利便性向上が期待される。**行政改革をデジタルにより推進**

《進行管理》

令和6年度から全庁的に洗い出し・点検を実施し、各規制毎に規制見直しの工程表を策定する。
大河原町情報化戦略本部（庁議）において毎年度進行管理を実施する。

《点検・見直しの対象範囲》

大河原町例規集への掲載の有無に関わらず、本町が定める条例等（条例、規則、規程、告示、訓令、要綱、要領）を対象とする。

《庁内の推進体制》

大河原町情報化戦略本部：庁議、推進部門：総務課庶務人事係（例規改正等支援）・政策企画課デジタル政策推進室（デジタル化支援）、規制所管部門：各課等

点検・見直しの進め方

- 【STEP 1】 条例等において代表的な7項目のアナログ規制＋FD等記録媒体規制に該当する規制を洗い出し、規制の根拠（法令等、条例等）を分類
 【STEP 2】 規制の趣旨・目的ごとに類型を整理し、その上でデジタル技術が適用される段階を3つに区分
 【STEP 3】 以上を踏まえて、見直し工程表を策定し、類型・フェーズごとに横断的な見直しを実施

